

在宅医療を受けたい時は？

- 1 かかりつけ医に相談(かかりつけ医を持ちましょう)を
かかりつけ医が在宅医療に対応できない場合は、対応可能な医療機関を紹介してもらいましょう
- 2 病院入院(通院)中の場合は、その病院の地域連携室に相談を
- 3 担当のケアマネジャーがいる場合は、そのケアマネジャーに相談を
- 4 上記に相談できない場合は、地域包括支援センターに相談を

介護・医療などに関する
さまざまな相談を
受付けています

大分市地域包括支援センター一覧

《 中学校区を基本として23ヶ所の地域包括支援センターがあります 》

1 上野ヶ丘地域包括支援センター	097-513-5103
2 磯田地域包括支援センター	097-560-0437
3 王子地域包括支援センター	097-544-1223
4 大分西地域包括支援センター	097-576-8282
5 南大分地域包括支援センター	097-573-6688
6 城南・賀来地域包括支援センター	097-545-1030
7 城東地域包括支援センター	097-558-6285
8 滝尾地域包括支援センター	097-567-1720
9 明野地域包括支援センター	097-529-5705
10 原川地域包括支援センター	097-547-8201
11 鶴崎地域包括支援センター	097-594-1501
12 大東地域包括支援センター	097-528-7660
13 東陽地域包括支援センター	097-524-0892
14 大在地域包括支援センター	097-528-9295
15 坂ノ市地域包括支援センター	097-592-6686
16 穂田地域包括支援センター	097-542-7147
17 穂田西地域包括支援センター	097-576-7573
18 穂田南地域包括支援センター	097-547-7886
19 穂田東地域包括支援センター	097-568-3310
20 竹中・判田地域包括支援センター	097-597-4111
21 戸次・吉野地域包括支援センター	097-586-7170
22 野津原地域包括支援センター	097-586-4020
23 佐賀関・神崎地域包括支援センター	097-575-0337

お問い合わせ：大分市 長寿福祉課 ☎ 097-537-5746
大分市保健所 保健総務課 ☎ 097-536-2222

できる限り自宅で療養したい

在宅医療

これからの医療の選択肢として...

在宅医療とは

外来通院、入院とは違い、
かかりつけ医などが自宅
等に定期的に訪問して行
われる医療です。

わがまち大分市では、2025
年に、75歳以上の方々が
1.5倍(7万9千人)に
増加!!

75歳を過ぎると、虚弱になりやすく、長期療養生活を送る
方が増えていきます。現在、病院で死を迎える人が約8割
ですが、一方で、病院ではなく、自宅で療養生活を送りたい
という方も増えています。

高まる在宅での医療の必要性

約6割の人が、「最期まで自宅で過ごしたい」「自宅で療養して、必要になれば医療機関を
利用したい」と回答。

医療を受けるときの選択肢の一つとして、在宅医療はますます注目されています。

(市が平成26年8月、市内在住の20歳以上の男女3,000人を対象に実施した「在宅医療と介護に関する市民アンケート調査」による)



在宅で介護するのは
大変だから無理よね。

医師や訪問看護師、
ホームヘルパーなどが
協力してサポートして
くれるから安心だよ。



在宅医療のイメージ



さまざまな専門職が連携しながら
在宅での医療や介護について支援します!

さまざまな専門職が連携しています

歯科医・歯科衛生士

口の中の病気や衛生状態が全身の病気に影響します。
最後まで「口から食べたい」これは、誰もが望んでいることです。たとえ、口から食べられなくなっても、お口の手入れはかかせません。

歯医者さんまで行けなくなった方は、自宅で歯科治療が受けられます。

管理栄養士

「食べることは生きること」口から食べられるということは、生きる意欲につながり、生活の中の楽しみが増大します。

病状に合わせた食事内容や形態などについて、楽しく、正しく、おいしく食べる支援をします。

訪問リハビリ

できていたことができなくなったのは、年のせいだから仕方ない？ やりたいことや夢もあったけど、病気になるから仕方ない？

リハビリスタッフ(理学・作業療法士)は、日常生活の中でのリハビリを通して、自分のやりたいことができるよう支援します。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険サービスを利用する際には、ケアマネジャーが本人に合ったケアプランを立てます。本人の機能が低下せずに、希望に沿った生活が送れるよう、さまざまな専門職と本人・家族が話し合う場を設定し、関係者が共通認識のもとで支援できるように調整します。

在宅診療医・病院医師

日常的な診療や健康管理は在宅診療医、入院治療が必要になったときは、病院医師が医療を提供します。

薬剤師

・薬を飲み忘れてしまう。
・錠剤が飲み込めなくなったから薬をつぶして飲んでも大丈夫？
・ふらつくようになったのは、年のせい？

薬剤の管理や服薬の支援を行います。体調をお伺いして、薬の影響をチェックします。医師と相談して治療に反映します。

訪問看護師

24時間、365日対応し、主治医と連携をとり、在宅での療養生活が送れるよう支援します。自立への支援を促し、重症化を予防します。

退院直後に短期間だけ利用したら、入退院を繰り返さなくてよかったという方もいます。

ホームヘルパー(訪問介護)

生活の場で、一人ひとりに合わせた支援をし、本人のできること、やりたいことを広げます。食事を改善することで体力を回復して、外出もできるように支援します。認知症のある方を近隣の人々とともに支えます。

地域医療連携室(医療福祉相談室)

病院の中にあり「地域と病院をつなぐ窓口」です。医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務員の多職種で構成されています。

病院に入院する時は、介護保険証を持参し、担当のケアマネジャーの名前を伝えることで、スムーズに連携でき、切れ目のない支援を行えます。

● 通所リハビリ、デイサービス等とも連携しています

在宅医療 Q&A



Q 在宅医療の対象者は？

A 年齢・病気・障がいの種類に関係なく、通院が困難な方が対象です。入院中で在宅療養を希望しているが、退院後に通院が困難な方も対象です。

Q 在宅医療を受けるために必要なことは？

A 本人・家族が在宅での療養を望んでいることです。

Q 在宅医療の魅力は？

A 通院するための車の移動動作や待ち時間などの負担がなく、住み慣れた場所で診察してもらえることです。

Q 在宅医療の料金は？

A 在宅医療は保険診療です。保険の種類により1~3割が自己負担になります。自己負担額には個人差がありますが、在宅医療の医療費は、入院より安く、通院より高くなっています。これとは別に医療行為(採血の検査費、注射費など)、薬代などが加算されます。
※ 高額療養費の対象となります。

Q 病院で診てもらわなくても大丈夫？

A 在宅でも必要な検査や医療が受けられます。必要であれば在宅診療医が病院を紹介します。

Q 在宅でどんな医療が受けられるの？

A 診察・採血(血液検査)、レントゲン撮影、エコー(腹部、心臓)、心電図、点滴、輸血、嚥水除去、床ずれの処置、薬の処方、末期がん患者への緩和ケア、在宅人工呼吸器管理、気管切開管理、胃ろう管理、胃ろう交換 など
※ 医師により行うことができる業務が異なります。

Q 訪問診療と往診の違いは？

A 《訪問診療》
あらかじめ計画した日程で、医師が訪問し診療を行うことです。
《往診》
急病や病状の急変時に、本人・家族の求めに応じて医師が出向き診療を行うことです。

Q 誰が来てくれるの？

A 在宅診療医が訪問診療を行い、訪問看護師が看護を行います。状況に応じて歯科医師や薬剤師なども訪問します。

Q 病状が急変した場合は対応してくれるの？

A 在宅診療医や訪問看護師が、24時間365日対応できる連絡体制があります。